明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二二三）　二
○令和二年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（二二四）　二
〔告　示〕
○令和二年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置について定める件（**国家公安委**二六）　二
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（**法務**一一三）　五
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（**法務・国土交通**一）　六
○令和二年七月豪雨による災害に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置（**経済産業**一五〇）　六
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の指定する者を定める件（**同**一五一）　七
○令和二年七月豪雨による災害に伴う中小企業庁関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置（**中小企業庁**一）　七
○令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和二年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（**国土交通**七三六）　八
○港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件（**同**七三七）　一〇
○令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和二年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（**観光庁**六）　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二二三号）（内閣府本府）

1　令和二年七月豪雨による災害を特定非常災害として指定することとした。（第一条関係）

2　当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。（第二条関係）

㈠　行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

㈡　期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

㈢　債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

㈣　相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置

㈤　民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和二年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（政令第二二四号）（法務省）

1　令和二年七月豪雨による災害を総合法律支援法第三〇条第一項第四号に規定する非常災害として指定することとした。（第一条関係）

2　1の非常災害についての総合法律支援法第三〇条第一項第四号に規定する民事上の法律関係に著しい混乱を生じる恐れがある地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二二年法律第一一八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とすることとした。（第二条第一項関係）

3　1の非常災害についての総合法律支援法第三〇条第一項第四号に規定する被災者の生活の再建に当たり必要となる法律相談を実施する期間は、この政令の施行の日から令和三年七月二日までとすることとした。（第二条第二項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。